

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市保育士配置改善事業費補助金（以下「補助金」という。）は、安心して子どもを預けられる体制を整備している私立保育所等に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「私立保育所等」とは、次に掲げるもので、市内に設置されているものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により、市町村以外の者が設置した保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により、市町村以外の者が設置した幼保連携型認定こども園
- (3) 市町村以外の者が設置した保育所型認定こども園（保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。）

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、私立保育所等の設置者とする。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、私立保育所等が実施する愛知県保育士配置改善事業費補助金交付要綱（令和7年9月3日施行）別表第1に規定する保育士配置改善事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、蒲郡市保育士配置改善事業費補助金

交付申請書（第１号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第６条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知しなければならない。

２ 市長は、前項に規定する審査により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、蒲郡市保育士配置改善事業費補助金不交付決定通知書（第３号様式）にその理由を付して通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第７条 前条第１項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付申請を取り下げることができる。

２ 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から３０日以内に取下げの理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

（変更の申請及び承認）

第８条 補助事業者は、補助事業の内容変更により補助金額に変更を生じる場合は、蒲郡市保育士配置改善事業費補助金変更交付申請書（第４号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項の承認をする場合において、蒲郡市保育士配置改善事業費補助金変更交付決定通知書（第５号様式）によりその決定内容を補助事業者に通知するものとし、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

（中止又は廃止）

第９条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の決定を受けた場合を含む。）したときは、市長が定める期日までに蒲郡市保育士配置改善事業費補助金実績報告書（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１１条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に蒲郡市保育士配置改善事業費補

助金確定通知書（第 7 号様式）により通知しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、受理した日から 30 日以内に補助金を交付する。ただし、市長が補助事業の適正な執行上、特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

（補助金の返還）

第 13 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の経理）

第 14 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿、証拠書類その他実施の経過を明らかにする書類を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

（状況報告）

第 15 条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要に応じ、補助事業者に補助事業の執行状況の報告を求め、又は必要な指示を命ずることができる。

（雑則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 27 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

補 助 対 象 経 費	補 助 基 準 額	補 助 金 の 額
補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費	1施設及び1事業所当たり月額531,000円とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

第 1 号様式（第 5 条関係）

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所
補助事業者
氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交 付 申 請 額	金 円
添 付 書 類	1 保育士配置改善事業費補助金算出調書 2 収支予算書 3 その他

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市保育士配置改善事業費補助金の交付申請に対し、下記のとおり補助金を交付することを決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市保育士配置改善事業費補助金の交付申請に対し、下記の理由により補助金を交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由

第 4 号様式（第 8 条関係）

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所
補助事業者
氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

補助事業の内容を変更したいので、蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

当初交付申請（決定）額	金 円
変 更 後 交 付 申 請 額	金 円
変 更 に よ る 増 減 額	金 円
添 付 書 類	1 保育士配置改善事業費補助金算出調書（変更後） 2 収支予算書（変更後） 3 その他

第 年 月 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市保育士配置改善事業費補助金の変更申請に対し、下記のとおり補助金を交付することを決定したので通知します。

記

1	交付決定額	金	円
2	既交付決定額	金	円
3	差引増減額	金	円

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金実績報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所
補助事業者
氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

精 算 額	金 円
添 付 書 類	1 収支決算（見込）書 2 その他

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

蒲郡市長

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度蒲郡市保育士配置改善事業費補助金については、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

蒲郡市保育士配置改善事業費補助金交付請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

年度蒲郡市保育士配置改善事業費補助金として、下記の金額を請求します。

記

金 円